

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ カイハツ キコウ カブンキガイシャ
氏名又は名称 開発機構 株式会社

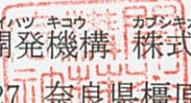
住所 〒634-0827 奈良県橿原市光陽町275

代表者氏名 ダイニコウトシマリヤク ヤマグチ ヨリコ
代表取締役 山口 善理子

電話番号 0744-27-1447

FAX番号 0744-27-1447

メールアドレス hkdn.2-214@deluxe.ocn.ne.jp




下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に・を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に・を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	✓
20	高取町 水道事業管理者	✓
21	明日香村 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	✓
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者

奈良県橿原市光陽町275
開発機構株式会社
代表取締役 山口 善理子



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	開発機構 株式会社		
住 所	奈良県橿原市光陽町275		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 山口 善理子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者 事業所の住所	奈良県 橿原市光陽町278-1	奈良県 橿原市光陽町275	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 開発機構 株式会社
住 所 奈良県橿原市光陽町275
代表者 氏名 代表取締役 山口 善理子 印

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市光陽町 275 番地
開発機構株式会社

会社法人等番号	1500-01-012134	
商 号	開発機構株式会社	
本 店	<u>奈良県橿原市光陽町 278 番地 1</u>	
	奈良県橿原市光陽町 275 番地	平成 22 年 9 月 22 日移転

		平成 22 年 9 月 29 日登記
公告をする方法	奈良市において発行する奈良新聞に掲載してす る	
会社成立の年月日	平成 12 年 10 月 24 日	
目的	1. 電気通信機器のメンテナンス及び配線工事 2. 防災設備・電気設備のメンテナンス工事 3. 電気工事業・通信設備工事業・配管工事業 4. 管工事の施工、設備及び監督 5. 上下水道及び環境衛生施設並びに土木建築工事の設計、施工、監理 6. 舗装工事に関する設計、施工管理 7. 産業廃棄物の収集、運搬に関する業務 8. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	800 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
資本金の額	金 400 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	山 口 善 理 子	平成19年11月30日重任
	<u>取締役</u>	山 口 善 理 子	平成29年10月10日重任
			平成29年11月 1日登記
	<u>取締役</u>	山 口 歩	平成20年 4月30日就任
	<u>取締役</u>	松 浦 歩	平成20年 6月18日山口 歩の氏変更
			平成22年 1月19日登記
	<u>取締役</u>	松 浦 歩	平成29年10月10日重任
			平成29年11月 1日登記
	<u>取締役</u>	岡 本 優 治	平成22年 1月 8日就任
	<u>取締役</u>	岡 本 優 治	平成22年 1月19日登記
奈良県橿原市光陽町275番地 代表取締役	<u>山 口 善 理 子</u>	平成29年10月10日重任	
			平成29年11月 1日登記
奈良県橿原市光陽町275番地 代表取締役	<u>山 口 善 理 子</u>	平成29年10月10日重任	
			平成29年11月 1日登記
<u>監査役</u>	<u>松 浦 正 志</u>	平成20年 4月30日就任	
	<u>監査役</u>	松 浦 正 志	平成29年10月10日重任
			平成29年11月 1日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある			
			平成29年11月 1日登記
支 店	1 奈良県吉野郡大淀町北野70-6		

奈良県橿原市光陽町 275 番地
開発機構株式会社



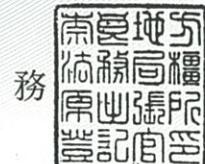
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成 22 年 1 月 6 日三重県伊賀市希望ヶ丘西三丁目 6 番 59 号から本店移転 平成 22 年 1 月 8 日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成 30 年 6 月 27 日
奈良地方法務局橿原出張所
登記官

房 本



定 款



開発機構株式会社

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成30年6月27日

T634-0827

奈良県橿原市光陽町275

開発機構 株式会社

代表取締役 山田 善理子



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、開発機構株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信機器のメンテナンス及び配線工事
2. 防災設備・電気設備のメンテナンス工事
3. 電気工事業・通信設備工事業・配管工事業
4. 管工事の施工、設備及び監督
5. 上下水道及び環境衛生施設並びに土木建築工事の設計、施工、監理
6. 舗装工事に関する設計、施工管理
7. 産業廃棄物の収集、運搬に関する業務
8. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、奈良市において発行する奈良新聞に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株 券)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当会社所定の書式による申出書に株券を添えて、当会社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、

株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株式の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。
2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

第 13 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

- 第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

- 第16条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじ

め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 3 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 18 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 19 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 21 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から 10 年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第 22 条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第24条 当会社の取締役は3名以上8名以内とする。

(取締役の選任)

第25条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。
3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第29条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第30条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第31条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第32条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第33条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第34条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監 査 役

(監査役の設置)

第36条 当会社に監査役を置く。

(監査役の員数)

第37条 当会社の監査役は1名以上2名以内とする。

(監査役の選任)

第38条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議により一事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。



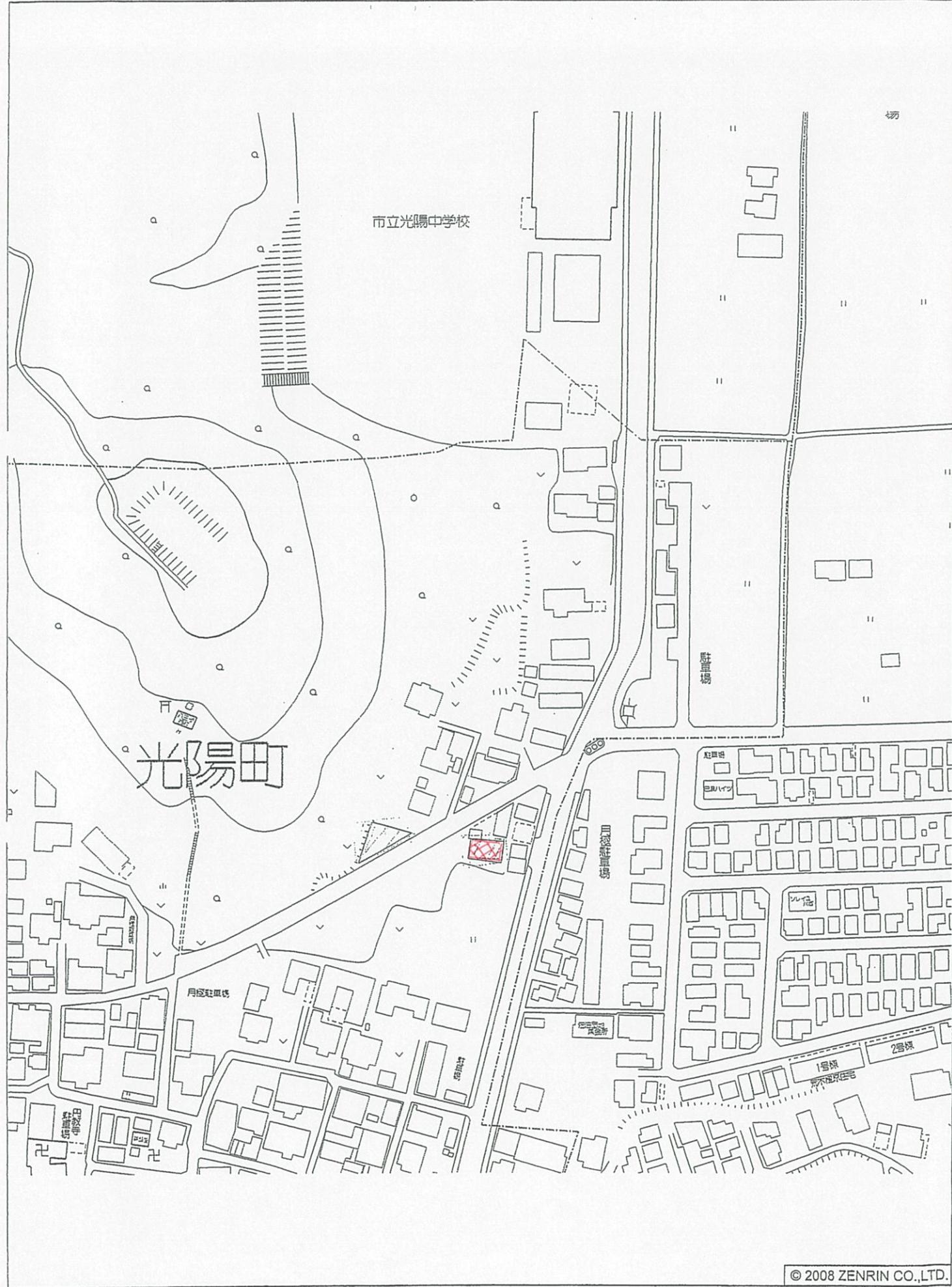
上記は当会社の定款に相違ありません。

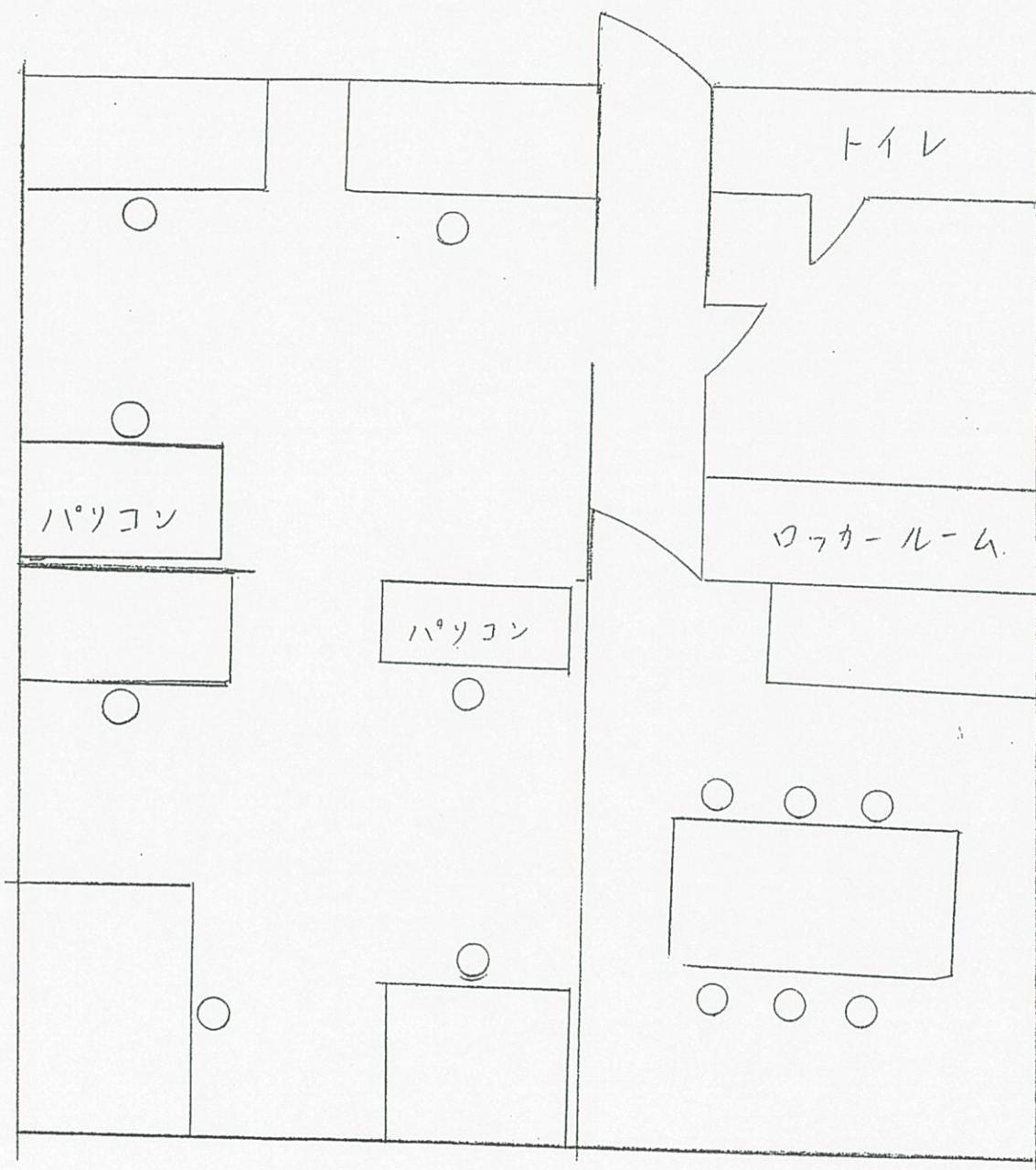
平成22年1月6日

開発機構株式会社
代表取締役 山口 善理子

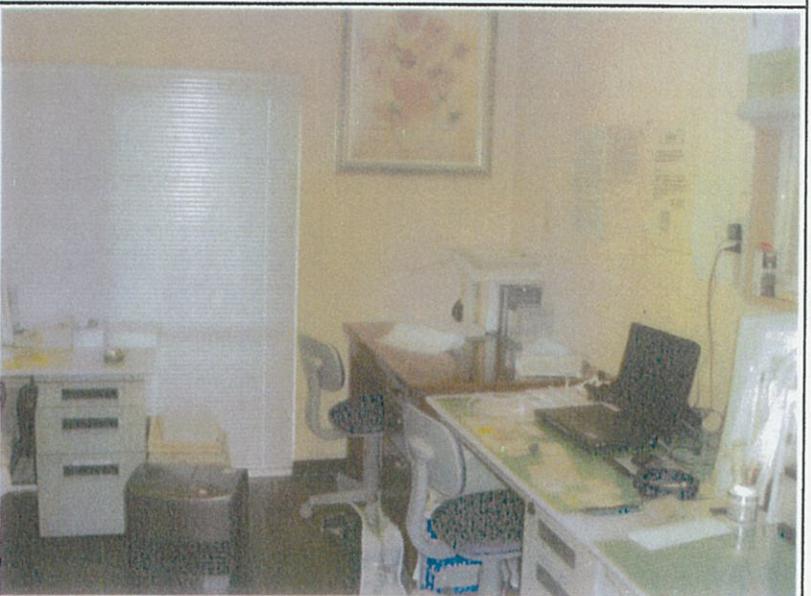
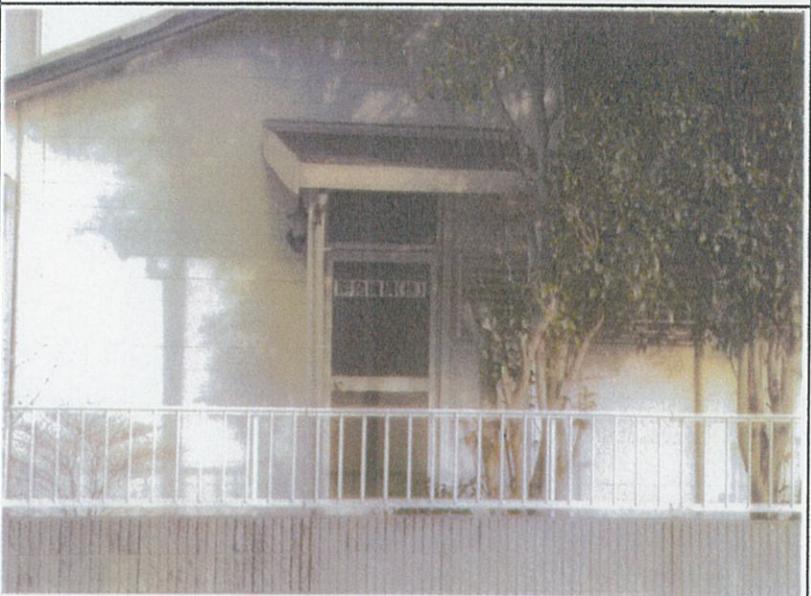








事務所内配置図



備考